電波監理審議会(第1125回)議事録

1 日時

令和6年2月7日(水)10:00~10:49

2 場所

Web会議による開催

- 3 出席者(敬称略)
- (1) 電波監理審議会委員 笹瀬 巌(会長)、大久保 哲夫(会長代理)、長田 三紀、林 秀弥、 矢嶋 雅子
- (2) 審理官 村上 聡、鹿島 秀樹
- (3) 総務省

(情報流通行政局)

山碕 良志 (大臣官房審議官)、金澤 直樹 (総務課長)、

岸 洋佑(放送政策課室長)、後白 一樹(放送政策課企画官)、

山口 修治(放送技術課長)

(総合通信基盤局)

渋谷 闘志彦 (総務課長)

(4) 幹事

松田 知明 (総合通信基盤局総務課課長補佐) (電波監理審議会幹事)

宮良 理菜 (総合通信基盤局総務課課長補佐) (有効利用評価部会幹事)

4 ⊨	次
(1)	開 会
(2)	諮問事項
1	日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務
	大臣の意見
	(諮問第1号)1
2	放送法施行規則等の一部を改正する省令案等(放送法及び電波法の改正
	等に伴う制度整備)
	(諮問第2号)
(3)	報告事項
	有効利用評価部会の活動状況19
(4)	閉 会

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の2月期会議については、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加によるとさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり諮問事項2件、報告事件1件となって おります。

それでは、情報通信行政局の職員の方に入室するように御連絡をよろしくお 願いします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

- (1)日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務 大臣の意見
- ○笹瀬会長 よろしくお願いします。それでは、議事を開始いたします。諮問第1号「日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」につきまして、後白放送政策課企画官から御説明をよろしくお願いいたします。
- ○後白放送政策課企画官 放送政策課の後白でございます。説明資料右肩、諮問第1号説明資料と書いてある資料に基づきまして御説明を差し上げたいと思

います。ページをおめくりいただきまして2ページ目、NHK予算制度及びスケジュールの概要という資料でございます。

この資料の一番下に関係条文を記載してございます。NHK予算の制度がどのようになっているのかということでございますけれども、放送法の第七十条の規定がございまして、「協会」、つまりNHKは毎事業年度の収支予算等々作成し、中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならないと規定されてございます。第2項を御覧いただきまして、総務大臣が収支予算等を受理したときは、これを検討して意見を付すとともに、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならないと規定されてございます。

また、電波監理審議会との関係でございますけれども、百七十七条を御覧いただきまして諮問事項として、第1項第3号に総務大臣の意見が必要的諮問事項として規定をされているということでございまして、本日は総務大臣意見について御審議をいただくということでございます。

このページの上にスケジュールを書いてございます。まず、一番上のところで、NHKの経営委員会におきまして本年の1月9日に議決され、1月15日に総務大臣に予算の提出がございました。その後、与党の手続を経まして、本日2月7日に電波監理審議会に諮問させていただいている状況でございます。その下、内閣(閣議)とございますけれども、2月9日に閣議決定をして国会に提出をしてまいりたいというスケジュールでございます。

ページをおめくりいただきまして、NHK令和6年度収支予算等のポイントについて御説明をさせていただきます。一番上の枠囲みのところでございます。 概況ですけれども、事業収入につきましては令和5年10月から実施の受信料値下げ等によりまして、前年度比に対して418億円の減収を見込んでおり、事業支出につきましては、構造改革による支出見直し等によりまして前年度予算に対して128億円の減少を見込んでいるという状況になってございます。 その下に、一般勘定の収支の表を載せてございます。 5 7 0 億円の事業収支 差金の不足を見込むということでございます。この不足分につきましては還元 目的積立金を充当いたしまして、令和 5 年 1 0 月に値下げをした受信料額は維 持をする計画になってございます。

その表の下、(1)受信料収入の状況でございます。繰り返しになりますけれども、令和5年10月の受信料の1割値下げによりまして、受信料収入は前年度比で429億円の減少を見込んでいるということでございます。

一番下に受信契約数等の表を記載してございます。①の受信契約対象数というのがテレビを保有されていて、実際に受信契約を締結すべき対象数ということでございます。②の受信契約数というのが実際に契約する件数、そして③の支払数というのが契約数のうち、実際にお支払いをされる方の件数、支払率が支払数を分子に、そして分母に①の対象数を入れて計算するということになっておりまして、いずれも数字としては下がるという計画になってございます。

次のページをおめくりいただきまして、各事業の個別の予算ということになってまいります。まず(2)の国内放送でございますけれども、パリオリンピック・パラリンピック中継の実施ですとか、財源が厳しい中でもコンテンツへの経営資源の集中を行うということでございまして、こちらは51億円のプラスという予算になっております。

その下、(3)国際放送ですけれども、効率的な番組制作等によりまして4億円の減という計画でございます。

その下、(4) インターネット活用業務でございますけれども現状、任意業務といたしまして、一般向けのインターネット配信は200億円の上限の範囲内で実施されている業務ということになっているわけですけれども、改正放送法によりましてインターネット活用の必須業務化を検討しているということでございまして、この改正放送法が認められた暁には、必須業務化に向けた準備と

いたしまして15億円を支出するという計画でございます。

その下、(5)営業経費の関係でございますけれども、巡回型訪問営業の終了 等によりまして62億円の減という計画になってございます。

その次のページでございます。(6)財政安定のための繰越金及び還元目的積立金の関係でございます。1つ目の丸に書いてございますとおり、令和4年度末時点では財政安定のための繰越金として2,618億円がございました。こちらは、令和6年度におきまして10月に値下げを実施しておりますので、この補填のために180億円を使用し、それとともに還元目的積立金に1,920億円を組み入れるということでございまして、ここが下の表に書いてある5年度の増減額、マイナス2,100億円というところにあらわれている形になってございます。

表の上の3つ目の丸に書いてございますが、令和6年度につきましては、この還元目的積立金1,920億円でございますけれども、このうち、570億円を受信料値下げに使用するということでございます。

また、この表の一番下のところを見ていただければと思いますけれども、還元目的積立金のうち、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出等といたしまして、令和6年度につきましては11億円が立ってございます。こちらにつきましては、民放との中継局を維持するための共同利用型モデル、こちらの実現のための出資金として11億円が計上されているというものでございます。

その下、2番、有料インターネット活用業務勘定でございます。NHKオンデマンド等の有料サービスにつきまして、勘定を分けて管理をされてございます。御覧いただきますと、支出がプラスの23億円という増になってございます。

以上が予算の概要でございますけれども、総務大臣の意見について次、御説明いたします。6ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちらの総務大臣

意見のうち、主なポイントについて抜粋しているものになります。

- まず(1)ですけれども、令和5年度10月に値下げをされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金570億円の赤字等に対して還元目的積立金を活用し、視聴者への還元を行う点、こちらは評価できるとしてございます。
- (2)でございますけれども、必要な事業規模について不断の見直しを行い、 事業経費の一層の合理化・効率化に取り組む、そして受信料の適正かつ公平な 負担徹底に向けた取組を着実に進めるということ、こちらについても併せて指 摘をしているところでございます。
- (3)は、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震につきましての記述でございます。協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。少し飛ばしまして下線の部分ですけれども、放送が途絶することがないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。そして避難所等におきまして、受信設備設置等の視聴環境整備の支援に努める。そして偽・誤情報、今回もいろいろ出ておりますけれども、放送等を通じまして偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に呼びかける、こういった点を指摘させていただいているというところでございます。
- (4)番の関係ですけれども、国民・視聴者の視聴スタイルが変化しておりまして、インターネット情報空間が広がっているこの時代、デジタル時代におきまして、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民放との二元体制を基本とする我が国放送全体の発展に貢献していく役割を担うというところ、そして放送という手段に加えまして、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められるという点を指摘しているところです。
 - (5) 番はNHKの「業務」と「受信料」、「ガバナンス」、これらの一体的な

改革を進めることの重要性について指摘をしているところです。

- (6)番は、コンテンツの制作に係る部分でございますけれども、まず、一つはコンテンツ制作に係る人材確保のために適切な対価の設定等に努めるということ、それから下請の関係でございますけれども、特に価格交渉や価格転嫁につきまして積極的に協議・相談に応じるなど、適正な製作取引の確保に努める、このようなところを指摘しているところでございます。
- (7)番は、ガバナンスの関係でございます。衛星放送番組のインターネット活用業務に関わる設備調達の稟議の事案等々、幾つか不祥事がございましたので、経営委員会、監査委員会、執行部、それぞれが職務の責を果たしまして、ガバナンス強化とコンプライアンスの徹底に向けて組織を挙げて全力で取り組むことについて指摘をしている部分になります。

その次のページからは個別の指摘事項を並べているものですので、適宜御参 照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。1点だけ細かいところになりますが質問をさせて下さい。還元目的積立金の中で、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出等ということで700億円、それを6年度末見込みで689億円との金額が計上されています。その中で今回は共同利用型モデル実現のための出資が11億円ということですが、これ以外に視聴者の将来負担の軽減へとつなぐ先行支出等で、具体的に何か予定あるいは想定されているものに、どのようなものがあるのかを教えていただければと思います。

以上です。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。説明を割愛してしまった部分がありますけれども、この1,920億円のうち700億円は、令和6年度から令和8年度の3か年がNHKの次の中期経営期間と位置づけられているわけですけれども、この3か年で700億円という額を使用する予定となっております。令和6年度の増減額と書いている581億円のうち先行支出等11億円というのは、700億円のうち、令和6年度に支出をする分ということでございます。

その上で御質問の部分でございますけれども、どのようなものが想定されているのかということです。一つは、ここに書いている民放との中継局の共同利用、こちらの関係、それから持続可能な代替手段の検討ということでございまして、例えば特に中継局の維持が困難な山間地域等につきましては、放送の中継局に代えまして例えばブロードバンドが利用できないかについての検討部分、また、メディア産業の全体の発展のために情報空間の健全性確保に貢献をしていくということで偽・誤情報の対策や、外部の制作会社との連携協調を進めていくことを併せまして3年間で700億円という計画になってございます。

以上、御説明したところはNHKの中期経営計画に記載されてございます。 以上でございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。所要の金額とのことなので、資金使途等に関しては、引き続きフォローをお願いいたします。 以上です。

- ○笹瀬会長 どうもありがとうございました。 それでは長田委員、いかがでしょうか。
- ○長田委員 長田でございます。ありがとうございます。今回御提出されました総務大臣の意見については、適切な御意見だと思っています。能登半島の地震では、本当に放送が途切れないことがとても大切だということを実感いたし

ましたので、これからは事前の準備も含めて、丁寧な準備をしていただきたい なと思っています。

それから、もう一つはNHKの多くの記者の方が現地に入られて、そして詳細な情報を様々な形で提供していただいたということもとてもよかったなと思っておりますので、これからもそういう国民に寄り添う形での情報提供を努力していただきたいなと思っています。

いずれにしても、これからの公共放送として透明性を持って様々な活動をしていただくことを望んでいます。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。 1 点だけ 確認をさせてください。

6頁の総務大臣意見(6)の下請法関係の記述ですが、「買いたたき」には、 価格の決定過程に係る要件と価格水準に係る要件があり、価格水準だけでは買いたたきは成立しないので、ここで「適切な」対価の設定と言っても、現実問題として、その判断は難しいのではないかと思いましたので、その点、まず確認させて下さい。

また後段の価格の決定過程に係る部分ですが、当事者間の価格をめぐる交渉の態様は千差万別であるので、価格決定過程が不当か否かの判断はケースバイケースにならざるを得ないわけです。いずれにしても、取引当事者が価格について交渉を尽くせば、買いたたきのそしりを受けることはないわけですが、ただ、片方が交渉を尽くしたつもりになっただけでは、交渉を尽くしたことにならないことに留意を要しますので、ここで、「積極的に協議・相談に応じる」だけでは不十分なのではないかと思いましたが、この点も確認させていただけま

すと幸いです。

以上です。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。 2 点御指摘ということかと 思います。 1 件目は価格水準について、適切な価格設定の難しさというところ かと思います。

おっしゃるとおりだと思っておりまして、特にコンテンツ制作につきましては何か具体的な個別の、ポーションの積み上げとは少し性質が違う部分があり、それがより適切な対価とは一体何なのかというところを難しくしている部分だとは思います。そういうところも実態も把握しながら、きちんとやっていただくのかなという感じがいたします。

そして、価格の決定過程のところでございますけれども、不当か否かという 判断はまさにケース・バイ・ケースであり、具体的には中企庁の下請Gメンの 方が毎回具体的に調査をされているということで、そういうところできちんと 実態を見ていく必要があると思います。

そしてまた、片方だけが満足していては意味がないと、そういう意味で積極的に協議相談に応じるだけでは不十分ではないかという御指摘かと思いますけれども、こちらもまさにその通り、この協議に応じるということは出発点というだと思っておりまして、その結果としてどのようになったのか、こちらについてもしっかりと見ていく必要があると思っております。

お答えになっていないところもあるかもしれませんが、以上でございます。

○林委員 ありがとうございました。まさにしっかり見ていっていただきたい

と思いますけれども、質問した趣旨を敷衍(ふえん)しますと、物品の購入み

たいな話ですと原材料費とか、あるいはエネルギーコストとか、そういったも

のの上昇分というのを適切に転嫁することはある種、見えやすい、可視化しや
すいわけですけれども、これに対して、ここで問題になっている役務の制作取

引のようなものは物品や光熱費などと違って、なかなか転嫁ということが可視 化しにくいわけです。他方で、役務の制作取引でも実際労務費などが上昇して いるとか、物価上昇等の影響はいろいろあると思いますけれども、そういった ところを交渉でなかなか転嫁するというのは見えづらいところがありますので、 物品の購入と違って、さきほど申した可視化の難しさがありますので、そうい った点を十分踏まえてしっかり見ていっていただきたいと思っているところで す。

以上でございます。

- ○後白放送政策課企画官 はい、承知いたしました。その辺、しっかりと見て いきたいと思います。
- ○笹瀬会長 どうもありがとうございました。 それでは矢嶋委員、いかがでしょうか。
- ○矢嶋委員 御説明どうもありがとうございます。利用者の費用負担を減らすためにコスト削減していく姿勢は大変評価しております。他方で、公共放送としてのコンテンツの質の確保というのは軽視されるべきではないと考えております。そして、そのための人材、これは下請業者の方も含みますけれども、人材、それから設備の十分な確保ということはより一層心がけていただきたいと思っております。

特に今回の災害放送でもそうですけれども、前線で現場で頑張っていただいている方々にしわ寄せをするようなことには決してならないように、かけるべき費用、そして削減できる費用と、そういうところをしっかりと見極めて進めていっていただきたいということを希望しております。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。御指摘もっともだと思って おりまして、まさに経営の選択と集中という部分と、財政が厳しい中でも、コ ンテンツ制作の本来の公共放送としての価値のところにいかに経営資源を集中 していけるかというところと思っておりますので、総務省としてもそのような 観点で見ていきたいと思ってございます。

- ○矢嶋委員 よろしくお願いいたします。
- ○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私も、総務大臣意見は適切だと思います。なお、受信料を値下げしたことの メリットが契約率の上昇につながる施策が見える形で出てきて、国民から見て 対価に見合った番組が提供されているという評価がどこかでなされるような仕 組みがあるといいと思います。

そのようなデータがいずれ出てくると評価しやすいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○後白放送政策課企画官 おっしゃるとおりだと思っております。支払率が下がる計画になっているわけですけれども、ここはNHKもきちんと受信料制度の意義等につきましてしっかりと視聴者の方に説明をしていって、できるだけ数字として上げていきたいと言っておりますけれども、総務省としても当然、受信料の公平な負担は重要だと思っておりますので、何かお示しできるように、引き続きしっかりとここもウオッチをしていきたいと思っているところでございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それではその他、追加の御質問、 御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号は諮問のとおり、意見することが適当である旨の答申 を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

- ○後白放送政策課企画官 ありがとうございました。失礼いたします。
- (2) 放送法施行規則等の一部を改正する省令案等(放送法及び電波法の改正等に伴う制度整備)

○笹瀬会長 それでは、続きまして諮問第2号「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等(放送法及び電波法の改正に伴う制度整備)」につきまして、岸放送政策課の室長、及び山口放送技術課長から御説明よろしくお願いいたします。

○岸放送政策課室長 それでは諮問第2号説明資料に基づきまして、今回諮問する内容につきまして御説明させていただきます。

資料1ページ目の1、諮問の概要を御覧いただければと思いますが、昨年5月に国会において放送法及び電波法の一部を改正する法律が成立いたしまして、その施行を今年の4月1日に予定をしてございます。その施行に向けました省令等の整備をしておりまして、今回それを諮問するものでございます。法案のポイントにつきまして、5ページ目以降の説明資料に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

6ページ目、御覧いただければと思います。今回成立しました法律の改正の趣旨でございますが、放送を取り巻く環境の変化、放送事業者の経営環境が厳しくなってきていることを踏まえまして、事業運営の効率化のために経営の選択肢を拡大する制度を整備したところでございます。

3つ大きな改正の項目があります。共通して言えますのは、放送事業者は設備もコンテンツも全部自前でというのが基本的な今の放送制度でございますが、一定の効率化を図る必要があるときには共同で設備を使う、あるいは外部に委託をする、コンテンツについても共用していく、このようなことを一定の要件のもとで認めようと、経営の選択肢を拡大するための制度を3つ、今回措置するものです。

それぞれの項目ごとに必要な省令の整備をしてございまして、順次御説明を していきたいと思います。9ページ目、御覧いただければと思います。1つ目 の改正項目は、中継局の共同利用でございます。放送設備、親局から電波を発 射して各お宅まで電波を届けることで放送を受信することができていますが、 その間をつなぐ中継局、これを各放送事業者が自前で整備するのが基本でござ いますけれども、一定の効率化が求められるところにおきましては共同利用を 認める制度とするものでございます。

1つ目の諮問事項、黄色の網かけのところを中心に御説明したいと思います。 共同利用のためのNHKの子会社が業務を実施できる地域を総務大臣が指定することとしておりまして、その要件がございます。その地域で放送設備を自前で保有する費用が比較的に多額であって、業務の効率化を図る必要性が特に高いと認められるところで共同利用を認める制度にしてございますが、「費用が比較的に多額」というのをいろいろなメッシュで比較をしましたところ、基本的に47都道府県、全国において効率化を図る必要性が認められると判断をしたところでございまして、今回、地域の指定としては全国を指定したいと考えてございます。

それから一番下のところでございますが、今回共同利用する会社を新たに法 律上位置づけますけれども、これは基幹放送局、つまり自ら持っている設備、 放送局と同じ扱いとするために省令を整備するということでございます。

続いて10ページ目、御覧いただければと思います。改正の柱の2つ目でございます。業務管理体制を維持する、そしてそれを外部委託する場合も放送事業者が業務管理体制を維持できるように新たに求めていくものでございます。 真ん中の表を御覧いただければと思いますけれども、放送設備とその運用に当たります業務管理体制、これは最初の免許あるいは認定の際に両方審査をしてございます。

一方、これを免許期間中、地上波であれば5年が基本ですが、その5年の間、 維持する義務は、この法改正の前は設備の部分だけでございました。運用の部 分は必ずしも法律上、求めていなかったところでございますが、今回新たに業 務管理体制についても維持する義務を課し、その際に委託先も含めて業務管理 体制が確保できるように規律を整備するということでございます。

特にこの委託先について、どのような管理を放送事業者に求めていくかということにつきまして、銀行法施行規則の委託先の規律を参照いたしまして、委託の入口から出口まで放送事業者が委託先をしっかり見ることを求めるといった内容が、この1から3で措置をする内容でございます。

最後、11ページ目を御覧いただければと思います。改正の柱の3つ目、放送番組の同一化でございます。異なる放送事業者の間で同一の放送番組を流すことを認めるものでございます。これまで、放送番組を出すマスター設備は各放送事業者が全部自前で持つのが基本設計でございましたけれども、これの共用ができるようになることで、事業運営の効率化に資すると判断をしたところでございます。

こちらの同一化につきましても、ある一定の要件のもとで特例的に認める制度としてございまして、同一化が可能な地域を総務大臣が告示で指定をすることにしてございます。これが11ページ目の上の黄色の網かけ部分でございますが、その指定の要件といたしまして、放送対象地域ごとの放送系の数の目標を総務大臣が計画で定めているところ、この目標を達成することが困難になるおそれがあるものの、その計画を変えることが適切でないと認められる地域を指定することができることとしてございます。

この観点から申し上げますと、広域圏のキー局、関東、中部、近畿の放送事業者につきましては収益がそこまで傷んでいないため指定の要件には該当しないと整理をしてございます。したがいまして、広域圏を除く各県域放送が行われている地域、それから各地域で放送されていますコミュニティ放送につきましては指定をいたしまして、経営の選択肢として放送番組の同一化を選択でき

るように措置をしたいと考えてございます。

最後13ページ目、同一化の認定の効果の一つとして、放送事業者間の役員の兼任については、放送の多様性を確保する観点から5分の1が原則でございますが、認定を受けることによりまして3分の1まで兼任できる特例を認めるために、総務省令を改正することも併せてお諮りをするものでございます。

最後14ページ目、今、申し上げました昨年の法改正とは別の動機から改正をするものでございますけれども、一昨年の法改正で外資規制の規律を強化し、それに基づきまして昨年から1年間、実務を運用してまいりました。その実務を運用してきた結果といたしまして、申請の手続において、審査に支障のない範囲で免許人の負担軽減が図れるところが幾つか出てきたため、負担軽減のために書類の記載を省略するといったことを認めるための省令改正を併せてお諮りするのが14ページ目の内容でございます。

お諮りする省令の内容は以上でございますけれども、この省令案につきましては諮問に先立ちまして意見募集を実施してございます。簡単にその結果を幾つか御紹介差し上げたいと思います。

15ページ目以降を御覧いただきまして、16ページに共同利用の関係の意見がありますけれども、例えば4番、毎日放送ですけれども、共同利用で一部の設備を共同利用会社に委ねる場合に「確認」という手続を法律上規定していますが、これを運用上柔軟にやってほしいと御要望がございました。これにつきましては、省令案におきましても、同じ事業者から同じような中継局の「確認」の手続が出てきたときには記載内容を省略することができるなど簡素化を図っており、運用におきましても、その点、配慮していく対応を考え方としてお示しをしてございます。

17ページ、6番のテレビ朝日ホールディングスの意見に代表させていただきますが、中継局整備の共同利用につきましては、協議会でしっかり適切に円

滑に進むように、あるいは、引き続き共同利用が進むような必要な支援・対策を、と御要望を幾つかの放送事業者からいただいておりまして、こちらにつきましては総務省も参画する形で全国協議会及び地域協議会を既に立ち上げてございます。この検討が促進されるよう努めるということと、必要な支援・対策については引き続き検討してまいりたいという考え方をお示ししているところでございます。

続きまして、業務管理体制の関係でございます。21ページ目、御覧いただければと思います。こちらもテレビ朝日ホールディングスの意見に代表させていただきますが、業務管理体制の規律につきまして、手続が煩雑にならないようにと御要望を幾つかいただいてございまして、こちらにつきましては法律の委任の範囲内で可能な限り委託先の、例えば軽微な変更だけであれば許可が要らないと、手続の簡素化を可能な限り図っているとともに、運用においても手引など今後作成していく際には配慮していく考え方を示しているところでございます。

最後に、番組同一化の関係でございますけれども、27ページ目の一番下に ございます。この認定の仕組みにおいても幾つか認定の要件がございまして、 こちらについても柔軟に運用してほしいということ、8番はTBSテレビの御 意見ですが、幾つか放送事業者からいただいておりまして、こちらにつきまし ても地域性の確保、あるいは放送の多様性の確保といった目的の支障に生じな い範囲で運用の緩和、簡素化を図っていきたいということを考え方として申し 述べているところでございます。

長くなりましたが私からの説明、以上でございます。御審議のほど、よろし くお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見等ございますでしょうか。

これも順番にお伺いします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。本件の改正については賛成いたします。その上で、先ほどもいろいろ御説明がありましたけれど、特に委託先に対する管理については、自社でやっているのと同じような、様々なチェック項目等を整理の上、しっかりと管理をしていくことが非常に重要だと思います。物件費を始め、いろいろな価格がこれからさらに上がっていく中で、共同利用というのは益々進めていかないといけないと思いますが、一方では、例えば委託先に関して言えば、一つの委託先が利用できなくなった場合に、ほかの選択肢というのは、そう簡単には見つからないと思いますので、日常から委託契約に基づくしっかりとした管理が必要です。また出資という形で株主になるということもあると思います。株主としての経営状況やガバナンスの監督というところも併せてしっかり進めていただきたいと思います。

以上です。

- ○笹瀬会長 どうもありがとうございました。 それでは長田委員、いかがでしょうか。
- ○長田委員 長田でございます。今回の改正案には賛成いたします。 以上です。
- ○笹瀬会長 どうもありがとうございます。 それでは林委員、いかがでしょうか。
- ○林委員 私も改正案には賛成でございます。大久保会長代理からお話があった点でございますが、委託する場合は、「委託先の業務遂行能力を担保するための措置」を放送事業者に要求ということで、「銀行法等における委託先規律を参照」とございますが、金融の場合は、適正な業務管理体制になっているかどうかについて、監督マニュアルを作って当局が継続的なモニタリングをしていますが、この点はどうなのでしょうか。と申しますのも、放送ではないものの、

テレコムにおいては、ご案内のように、最近、NTT西日本の業務委託について大規模な情報漏洩があり、世間を唖然とさせた事案がありますので、そういったことも踏まえて、当局において継続的なモニタリング・監督は不可欠ではないかとも思うわけですけれども、この点についての制度対応というのはどうなっているのかというのを御教示いただければと思います。

以上です。

○岸放送政策課室長 御質問ありがとうございます。大久保委員、林委員おっしゃったとおり、委託する場合であっても放送事業者自らが設備を運用しているのと変わらない水準を確保していく、これが放送法の今回の制度導入の目的でありますので、その目的が完遂されるように必要な運用体制を総務省でもしっかり構築をしていきたいと考えてございます。

運用に向けての詳細な準備の検討の状況などにつきまして、放送技術課から 補足があるようでありましたらお願いいたします。

〇山口放送技術課長 放送技術課でございます。御指摘を踏まえまして、これから免許申請の手引きなどを作成してまいりますので、そういったところがしっかりと確認できることも考えながら、放送事業者とも相談をしながら作成していきたいと思ってございます。

私から以上です。

○林委員 よろしくお願いいたします。放送事業者とも連携しながら継続的な モニタリング、運用体制になるようにお願いしたいと思います。

私から以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。改正案には全て賛成いたします。 行政によるフォローアップがますます求められるかと思われますが、引き続き 努めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私もこの改正案に賛成です。1点だけ。災害時等の非常時が起こった場合に、ネットワークの維持がこれまでどおり運用できるように、ぜひウオッチをよろしくお願いいたします。
- 〇岸放送政策課室長 本日、各委員からいただきました御意見を踏まえて、しっかり放送法の目的が達成されるように運用していきたいと考えてございます。 ありがとうございます。
- ○笹瀬会長 どうもありがとうございます。それでは、その他追加の御質問、 御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第2号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を 行います。どうもありがとうございました。

- ○岸放送政策課室長 どうもありがとうございました。失礼いたします。
- ○笹瀬会長 以上で情報流通行政局に関する議事を終了いたします。情報通信 情報流通行政局の職員の方は御退室よろしくお願いします。

(情報流通行政局職員退室)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。次は報告事項、有効利用評価 部会の活動状況につきまして、林部会長から御説明よろしくお願いいたします。

報告事項(有効利用評価部会)

○林委員 それでは、「有効利用評価部会の活動状況」につきまして御報告を申 し上げます。お手元の一枚紙の報告資料を御覧いただければと存じます。

部会につきましては、1月19日に第26回会合を開催いたしました。主な概要といたしましては、令和5年度携帯電話及び全国BWAに係る有効利用評価結果案におきまして、今後の検討課題となっていた事項への対応について議

論を行ったところでございます。

具体的には、例えば5Gの導入開設指針に係る周波数帯につきまして、開設計画の認定の有効期間が満了した後の評価基準をどのように構築すべきであるかとか、あるいは技術導入状況の評価の基準に、SAを加える方向で有効利用評価方針の改定案の検討を行ったところでございます。

今後の当面の予定といたしましては、有効利用評価方針の改定案の取りまとめに係る議論を予定してございまして、部会におきまして取りまとめを行いましたら、親会の本電波監理審議会におきまして改定案の御審議を賜る予定にしております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

部会からの報告は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

- ○大久保代理 御説明ありがとうございました。引き続き御検討の継続、よろ しくお願いしたいと思います。
- ○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

- ○長田委員 本当に皆さん、御熱心に御議論いただいていて感謝しています。 これからもよろしくお願いします。
- ○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

- ○矢嶋委員 同じく時々オブザーブさせていただいておりますけれども、大変に熱心に御議論いただいていると思っております。今後ともよろしくお願いいたします。
- ○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私からも、どうもありがとうご

ざいます。毎年、検討課題を検討し、より適切に審査ができるようにしていた だいていますので、大変だと思いますけどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本報告事項につきましてはこれで終了したいと思います。 林部会 長、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日の議案は以上ですけれども、これにて終了といた します。答申書に関しまして所定の手続を踏みまして、事務局から総務大臣宛 てに意見を提出してください。

次回の定例会の開催は、令和6年3月15日金曜日の15時からを予定して おります。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうご ざいました。